

貴社の食品安全の取り組みを証明しませんか？

専門機関(東京顕微鏡院)による 食品衛生管理点検サービスのご案内

消費者の『食品の安全・安心』への関心は年々高まり、また、食品衛生の第三者認証を取得することを取引条件とする企業が増加しています。

「食品衛生の規格認証の取得までは考えていないが、食品安全に取り組んでいることをお取引先や消費者に証明したい」「自社の取り組んでいる一般衛生管理やHACCPについて第三者による評価を得たい」という事業者様へ向けたサービスのご案内です。点検後、「点検結果書」と「点検済証」を発行します。

衛生点検検査の実績豊富な当法人に まずはお気軽にお問合せ下さい。

第三者評価 取得のメリット



取引先や消費者にアピール

▶ 点検済証を掲示することで 貴社が安全な食品を提供しているというアピールになります！



新たな取引先獲得のきっかけに

▶ 第三者評価を必要とする企業様に、点検結果書と点検済証を提示することで取引条件を満たすことができます！



リスクの見える化

▶ 現場では気づくことができなかった食品事故のリスクを、客観的な視点で明確にし、事故発生を減らせます！

実施の流れ

ホームページ内のフォーム、またはお電話よりお問い合わせ

↓ 日程調整のご連絡

専門スタッフが貴施設へ訪問し、一般的衛生管理に関する基準またはHACCPに沿った衛生管理に関する基準で点検、衛生指導(食品衛生法や業界手引書を基にしたチェックリストで評価)



実施後1~2週間ほどで点検結果書と点検済証を発行

※有効期限は1年間
1年ごとに定期的に実施します

お問い合わせ先

HP お問い合わせフォーム



※「衛生点検・HACCP・JFS-A/B・微生物技術研修」よりお問い合わせください

食品安全サポート部



☎ 03-3534-2971

〒104-0055 東京都中央区豊海町5-1 豊海センタービル 4F